

桜川市第3次総合計画策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、桜川市が「桜川市3次総合計画策定支援業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、受注候補者を公募型プロポーザル方式に基づき公平かつ適正に選定するため、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 委託業務名

桜川市第3次総合計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「桜川市第3次総合計画策定支援業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、仕様書には、提案に必要な最低限の事項を記載しており、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

19,222,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の金額は令和7年度から令和8年度までの2年分の合計であり、各年度の内訳は以下のとおりである。

令和7年度 7,689,000円

令和8年度 11,533,000円

3. 参加資格

以下のすべての要件を満たした者とする。

- (1) 桜川市建設工事等入札参加資格審査規程（平成17年桜川市告示第7号）に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されているまたは登録予定であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）又は桜川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成17年訓令第36号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 桜川市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (6) 複数の企業による共同体で参加する場合は、全ての構成員が(1)～(5)の要件を満たす者であること。

4. 実施要領等の公表

本業務の公募と同時に、桜川市公式ホームページで公表する。公募に係る書類・様式は、市公式ホームページからダウンロードして入手すること。

〔桜川市公式ホームページ〕 <https://www.city.sakuragawa.lg.jp/>

※トップページ → 「ビジネス・行政」 → 「入札・契約情報」 → 「入札・契約に関するお知らせ」
→ 「桜川市第3次総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について」

5. 参加手続

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案者」という。）は、仕様書の内容を踏まえ、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 事業者概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績書（様式第3号）
- エ 実施体制調書（様式第4号）
- オ 企画提案書（任意様式）
- カ 参考見積書（任意様式）

※ 用紙サイズは、すべてA4判とする。

(2) 提出期限

令和7年5月21日（水）17時（必着）

(3) 提出先

桜川市市長公室企画課企画グループ

（メールアドレス、住所等は「12. 担当部署」を参照してください。）

(4) 提出方法

電子メール、郵送又は持参により提出すること。

ア 電子メール

提出書類をPDF形式に変換し、電子メールに添付して提出すること。

※ メールの件名は「【企画提案】桜川市基本計画プロポーザル（事業者名）」としてください。

※ メール1通あたり、ファイル容量8MB以内としてください。容量が大きい場合は、分割して送付、又は、大容量ファイル送信サービス等により送付してください。（容量が大きい場合、不達となる場合があります。）

※ メール送信後、2営業日以内に返信がない場合は、メール到達の有無を電話で確認してください。

イ 郵送

書留郵便で送付すること。

※ 封筒の表に「桜川市基本計画プロポーザル企画提案書在中」と朱書き願います。

ウ 持参

事前に電話連絡の上、平日の9時から17時の間に持参すること。

（土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。）

6. プレゼンテーション審査の実施

審査委員会（以下「審査委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。

(1) プレゼンテーション審査の内容

プレゼンテーションは、原則として提出された「5. (1) オ 企画提案書」に沿った内容とし、追加資料の配付は認めない。なお、プロジェクター等の機材を使用する場合は、あらかじめ申し出ること。

※ パソコン、プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、市が用意したものを使用してください。

(2) 提出資料

「5. (1) オ 企画提案書」を印刷したものを、9部持参すること。

(3) 実施日

令和7年5月28日（水）

※ 時間、場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

※ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とします。

(4) 出席者

3名以内とし、説明は本業務に直接関わる者とする。

(5) 所要時間

1提案者あたり説明（15分）及び質疑（10分）を予定（変更の可能性あり）。

7. 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定方法

ア 審査委員会が、プレゼンテーションによる説明を受け、「(2) 評価基準」に基づき評価を行い、点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

イ 点数の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、審査委員会の評決による。

ウ 審査内容及び審査経過については、非公表とする。

(2) 評価基準

項目	評価の視点	配点
業務実績	本業務と同種業務及び類似業務の実績があるか。	10
業務体制	適切な実施体制となっており、業務内容に必要な経験・能力を有する担当者の配置が予定されているか。	10
提案内容（1）	本市の現状、課題、特性を的確に把握した提案となっているか。	20
提案内容（2）	高度な知識や専門的な技術、企画力を活かした的確性、独創性、実現性のある提案となっているか。	20
業務計画	具体性・確実性のある工程となっているか。	10
資料作成能力	企画提案書の内容が分かりやすくまとめられているか。	10
プレゼンテーション能力	説明が明確かつ質疑応答が的確であるか。	10
費用対効果	費用に対して適切な効果が期待できるか。	10
審査員一人当たりの持ち点		100

(3) 審査結果

ア 審査の結果は、全ての提案者に対し郵送にて通知する。

イ 優先交渉権者の名称を、市公式ホームページで公表する。

ウ 審査結果等についての問合せ及び異議申立ては受け付けない。

8. 契約手続

優先交渉権者と市で業務内容等を協議し、仕様書を確定した上で、随意契約により契約を締結する。

なお、優先交渉権者と契約に係る調整が整わない場合は、点数の合計が2番目に高い提案者と交渉を行う。

9. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式第5号）を作成し、電子メールに添付して提出すること。

※ メール の 件名 は 「【質問】桜川市基本計画プロポーザル（事業者名）」としてください。

(2) 受付期限

令和7年4月23日（水）17時（必着）

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、全ての質問について取りまとめ、令和7年4月30日(水)17時までに市公式ホームページに掲載する。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書及び関係資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び関係資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本プロポーザルのために市から受領した資料は、市の了解なく公表、使用してはならない。

11. スケジュール

日時	項目	備考
令和7年 4月4日(金)	手続開始	市公式ホームページに掲載
令和7年 4月23日(水)17時	質問書の提出期限	電子メール
令和7年 4月30日(水)17時	質問書への回答	市公式ホームページに掲載
令和7年 5月21日(水)17時	参加表明書・企画提案書等の提出期限	電子メール、郵送又は持参
令和7年 5月28日(水)	プレゼンテーション審査	
令和7年 6月上旬	優先交渉権者の決定	・ 郵送により通知 ・ 市公式ホームページに掲載
令和7年 6月上旬	契約締結	

12. 担当部署

桜川市 市長公室 企画課 企画グループ

[住所] 〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023番地(桜川市役所 大和庁舎 2階)

[電話番号] 0296-58-5111(代表)

[メールアドレス] kikakuka_s@city.sakuragawa.lg.jp